

ソーシャルワークの倫理－原則と基準－を特定するための試行 ～「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」を中心に～

宮嶋 淳*

要約

社会福祉専門職団体協議会は、1986年に制定された「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改訂し、四団体共通の新しい倫理綱領の制定に向けて作業を進めている。

本論文では、四団体での改訂作業が進められるに至った背景および現在の動向を概観したのち、筆者が独自に行ったソーシャルワーカーやソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者等への量的調査：「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」の結果を分析し考察する。本調査は、調査の対象者がソーシャルワーカーのどのような行動（行為）を倫理上の問題として捉えているのかを明確にし、そこで抽出された行動（行為）についてソーシャルワークの原則に照らして分析し、「ソーシャルワーカーの倫理－原則と基準－」を明らかにしようとするものである。

本研究で得られた結論は、日本社会福祉士会が2003年4月、同会機関誌上で示した『「ソーシャルワーカーの倫理綱領」改訂試案」を支持することができるものであった。

キーワード

倫理綱領, ソーシャルワーカー, 職業倫理

はじめに

国際ソーシャルワーカー連盟に加盟するわが国のソーシャルワーク職能四団体で組織する社会福祉専門職団体協議会（以下「社専協」という。）は、1986年に制定された「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（以下「86年倫理綱領」という。）を改訂し、四団体共通の新しい倫理綱領の制定に向けて、仲村優一日本ソーシャルワーカー協会会長を座長とする社専協・倫理綱領委員会を組織し改訂のための作業を進めている。

本稿では、86年倫理綱領の改訂作業が開始される背景と2000年12月から現在に至るまでの動向を概観したのち、筆者が独自に行ったソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者等への量的調査：「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」の結果を分析し考察する。本調査は、調査の対象者がソーシャルワーカーのどのような行動（行為）を倫理上の問題としてとらえているのかを明確にし、そこで抽出された行動（行為）を2003年2月に公表されている「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂試案」（以下「改訂試案」という。）に照らして分析し、「ソーシャルワーカーの倫理－原則と基準－」に明記されている新たな倫理基準の妥当性を明らかにしようとするものである。

1 改訂作業開始の背景と動向

ここでは筆者が改訂作業の一員として関わり、その中で得た情報並びに改訂作業のプロセスから得

【*日本体育大学】

た知見をもとにして、86年倫理綱領の改訂作業が開始される背景と2000年12月から2003年5月に至るまでの改訂作業の動向を概観する。

(1) 改訂作業の背景

86年倫理綱領の改訂作業が開始される背景として、①組織②国③歴史上の要請を検討しておくことが必要である。第一に86年倫理綱領は日本ソーシャルワーカー協会と日本社会福祉士会が共有しその会員は入会時に86年倫理綱領を遵守することを宣誓している。後者は、1999年7月に倫理委員会を設け、86年倫理綱領の改訂等4つの役割を同会の規約に規定している。したがって、日本社会福祉士会は86年倫理綱領の改訂を当然のこととして組織決定しているといえる。第二に国においては、社会福祉士を法律上、相談援助を業とする者とし、①生活問題への援助②人権の尊重、権利擁護、自立支援等の視点③他の保健医療福祉従事者等と連携・協働④自己研鑽と後進の育成を期待している。また、2000年4月、社会福祉士養成課程におけるカリキュラムにおいても、人権尊重や権利擁護、自立支援等が新たに加わっている。そして、坂本耕一(2002:3)は、2001年11月の第2回現場実習実践研究セミナーの基調講演「社会福祉専門職養成・教育の動向と職能団体への期待」において、同年6月に起こった和歌山県におけるケアマネージャーによる被介護者の殺害事件を取り上げ、職業倫理の確立が急務であり、組織的に倫理の研究が取り組まれることに期待を寄せている。2002年8月には、社会福祉士国家試験出題基準・合格基準が公表され、この試験科目別出題基準をみると、社会福祉原論の「社会福祉援助活動における専門性と倫理」、社会福祉援助技術の「専門援助技術と倫理」がともに大項目として明示されており、社会福祉士及び日本社会福祉士会が専門職および組織としてソーシャルワークの倫理に関する見解を明確にもつことの必要性を示唆している現れと理解することができる。第三に岡田(1988:116)は、ワーカーに裁量権が付与され、それによって意思決定がなされるがゆえに職業倫理が確立される必要があると述べている。この見解を筆者は支持し、1986年と2003年とではソーシャルワーカーに期待されている裁量を発揮する場面や領域が大幅に拡大していることを指摘しておきたい。筆者は、このような裁量権にかかる場面や領域の変化にかかる認識の一端を、日本ソーシャルワーカー協会倫理委員会長谷川重夫副委員長による日本社会福祉士会への申し入れの中に見いだすことができる。すなわち、長谷川の提案は、①若い人たちにわかる表現にすること、②社会福祉法の理念と方法を反映させること、③「ノーマライゼーション」「地域福祉」を取り込むこと、④「出自」等の用語の取り扱い、⑤「同性愛」等への対応、⑥「自己決定」「インフォームドコンセント」の概念、⑦「ソーシャルアクション」の明記、⑧「人権擁護」の位置づけ等からなっている。また、これを受けた両会が組織した作業委員会の第一回会合において、仲村優一は、ソーシャル・インクルージョンの精神を盛り込むことを提案されている。

(2) 改訂作業の動向

改訂作業は、当初、二団体で取り組みが開始され、2001年3月より日本医療社会事業協会が加わり三団体により「『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂のための合同作業委員会」を組織し、延べ7回の検討を重ね、2002年10月17日で『『ソーシャルワーカーの倫理綱領』改訂案』(以下「改訂案」という。)を公表し、各団体の会員や関連学会等からのパブリックコメントを求めている。改訂案の特徴は、長谷川・仲村提案を受けて平易な用語を用い、新しいソーシャルワークの概念を組み込み、かつ国際動

向に照らしてソーシャルワークの価値を明確に位置づけたことにある。三団体は、2002年12月28日、改訂案に対するパブリックコメントを分析した結果をもとに協議し今後の方向を検討している。また同日、日本精神保健福祉士協会からの申し出を三団体が受け入れ、今後の改訂のための作業を四団体合同で行うこととした。四団体合同で行う同作業は、2004年6月に最終的な改訂案を取りまとめることを目標として現在、2ヶ月に1度のペースで委員会を開催している。また、並行して日本社会福祉士会は、2003年2月に開催された同会理事会において、改訂案の用語や表現を修正し改訂案として会員に再度示し、意見を集約しかつ解説用リーフレットの作成に取り組んでいる。

(3) 第三者からの要請に応える

こうした「ソーシャルワーカーの倫理綱領」をめぐる諸情勢を踏まえ、それぞれの要請に即した新しいソーシャルワーカーの倫理綱領を策定していくためには、開かれた公正な手順を踏む必要があると考える。その一つとして、筆者は、ソーシャルワーカーと利用者等の二者間による倫理的妥当性を追求するとともに、第三者の認識を具体的で客観的なデータとして把握することが必要であると考えた。したがって、筆者は、新しいソーシャルワーカーの倫理綱領に盛り込むべき「ソーシャルワークの倫理—原則と基準—」を明確にするために、本稿においては、以下で詳述する調査の対象者に対して、回答上の立場性を問う設問（問2）において「2 ソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者として」回答する者として、ソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者＝第三者として捉えることとした。なぜならば、職場での「同僚」であるものを第三者としてとらえることの妥当性については議論のあるところであろうが、ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを拠り所とした場合、主体—客体関係をソーシャルワーカーとソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者等の間で構造化することが可能であると考えからである。なお、本調査の実施に際し、ソーシャルワーカーに関する明確な概念規定を調査対象者に説明しているものではなく、調査対象者が何をもってソーシャルワーカーを認識しているのかを的確に把握できてはおらず、この点の限界を指摘せざるを得ない。

2 「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」概要

ここでは、三団体合同の改訂のための作業委員会の一員として作業を進める一方、筆者が独自に行った「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」の概要と結果を報告し、結果を考察するための前提を明かにする。ここで報告する調査の概要は、①調査の位置づけ、②調査に関する倫理性の確保、③調査票作成の手順、④調査の実施と留意点を順に記述するものである。

(1) 調査の位置づけと倫理性の確保

筆者の調べでは、わが国におけるソーシャルワーカーの職業倫理に関する量的調査は稀であり、意図を同じくする調査として、専門職業の意識調査等の形式により倫理的な認識を問うていると伺える調査が存在するにすぎない。したがって、本調査は、科学的に多くの課題を残しながらもソーシャルワーカーの職業倫理に関する量的調査を一定規模により実施することができたという外形的な意義を見出すことができる。

本調査における倫理性を確保するため、広田・暉峻（1987:68）らの示唆 や一番ヶ瀬（1987:213）の

指摘,濱口(1998)の研究を検討した。さらに,日本発達心理学会(2000)の研究成果や厚生科学審議会先端医療技術評価部会(2000)「遺伝子解析研究に付随する倫理的問題等に対応するための指針」を参照し,倫理的問題に関する調査において留意すべき事項を「調査の過程」と「チェックすべき項目」とに対比させ次のとおり整理し,これらの事項を十分に満たすよう調査上の配慮を行った。①調査計画過程=(1)調査計画の審査(2)調査の不可欠性・科学性・予防性・計画性・メリット性(3)対象者へのインフォームドコンセント(4)個人情報への配慮～主義・信条,②調査票策定過程=(1)策定手順(2)策定意図(3)プレ・サーベイ(4)プレ・サーベイの検討結果(5)引用・参照の明記,③調査実施の過程=(1)質問項目の意図(2)実施方法(3)対象者への直前説明,④調査結果を考察する過程=(1)フィードバック(2)学会等発表(3)撤回・訂正のルール

(2) 調査票策定の手順と留意点

本調査における調査票の策定手順は,次の①～⑨とした。すなわち,①ソーシャルワーカーの職業倫理に関する先行研究をレビューした→②ソーシャルワーカーに対する職業倫理に関するインタビューを実施した→③ソーシャルワーカーの価値が明確にされ,わが国で広く紹介されているNASWの中心的価値を分析した→④②並びに③の分析を類型化し,第1次調査票を作成した→⑤第1次調査票による調査を実施した→⑥④並びに⑤の結果を分析し,かつ他領域における職業倫理に関する先行研究をレビューした→⑦⑥により⑤を修正し,第2次調査票を実施した→⑧ソーシャルワークに関する価値と倫理に関する先行研究をレビューした→⑨⑦の結果と⑧の考察とから調査票の修正を加え,本調査票とした。なお,筆者は,本調査における各設問項目の策定過程や本調査における倫理性に関わる手続き,各設問項目の設定に関する考え方並びに項目自体の選択方法を別途詳細に報告しているので,ここでは割愛する。しかしながら,本調査のソーシャルワークの倫理に関する研究上の意義から鑑みて,筆者は上記⑧の考察において検討した先行研究と本調査の相違点について付言しておきたい。レビューした先行研究として,例えば,高橋(1998:145-156)は倫理的葛藤について言及し,ソーシャルワーク関連諸団体の倫理コードの項目比較を行い,沖田(2002:80-89)は,倫理的ディレンマを類型化した上で倫理的ディレンマに関する質的研究を行っている。また,川村(2002:12-14)は,ソーシャルワークにおける価値と倫理に関する教育面からの研究を行っている。これらの研究は主体-客体関係における実践的視点からの研究であるという側面が見受けられる。それに対して筆者の研究は,第三者からソーシャルワーカーがどのように評価されているのかという視点を加味し,量的に実証しようとする研究である点に独自性を見出せると認識するものである。

本調査票の鏡文において,社会福祉を取り巻く社会的な情勢を記述し,社会福祉専門職の倫理の確立が社会的な要請と期待に応じていく上で大変重要であり,緊急の課題であるとの認識を示したのち,本調査は「社会福祉サービス等を提供していく現場で働く皆さんの「職業倫理」に関する意識を統計的に把握し,今後の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」やそれに準ずる規定などの確立に寄与」することを目的としていると明記した。また,本調査の対象は,日本社会事業学校社会福祉主事通信課程において,社会福祉主事の任用資格取得をめざす830名とした。本調査の実施時期は,同校において社会福祉主事通信課程のスクーリング授業が実施された2002年7月24日並びに同年9月11日とした。なお,前日程(7.24.)の対象者は430名,後日程(9.11.)の対象者が400名であった。調査の方法は,所定の調査票を調査実施会場において個別配布し,その場で自己記入する方式とし,スクーリング授業

終了時に回収する集合調査とした。調査票の回収数は、7月24日=261, 9月11日=140, の計503で回収率60.6%であった。なお、このような調査対象を選択するに至った理由は、第一に調査対象者がソーシャルワーカーに関する一定の理解レベルを有する者で、かつソーシャルワーカーと区分できる者(=前述の「第三者」)であること、第二に本調査でいう第三者からみた、ソーシャルワーカーの行動(行為)への倫理的な期待を明確にすることを本調査の目的としたこと、第三に研究上の経費並びに運営管理に関すること、第四にソーシャルワーカー自身への調査はインタビュー調査として並行して実施しており、インタビュー記録をグラウンデッド・セオリーにより分析を試みているところであり抽出できた鍵概念と本調査の結果との照合を進める予定であること、などがある。

調査結果の解析と解析結果の帳票作成にあたっては、SPSS並びにEXCELを用いた。さらに、調査票には、調査対象者のプライバシーへの配慮、調査結果と個人の非照合等にかかる事項および調査結果の社会福祉系関連学会や研究事業報告書等で公表し、対象者個人々人へ直接フィードバックは差し控えること並びに本調査が財団法人太陽生命ひまわり厚生財団の平成13年度社会福祉助成事業の助成を得ていることを明記した。

3 「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」の結果と考察

本調査は14の設問で構成しているものの、ここでは本論文の主題である「ソーシャルワークの倫理—原則と基準—」を特定化するために必要となる結果のみを用い、調査結果の詳細については、別に報告するものとする。したがって、ここで用いるデータは、①回答者のフェースシートにあたる設問(問1～問2並びに問13)に関すること、②ソーシャルワーカーの職業倫理にかかる具体的行動(行為)に関する設問(問12)に関することとする。

(1) フェースシート(問1～問2並びに問13)

回答者の性別(問1)は、女性=297名(64.0%)、男性=167名(36.0%)、NA=39名である。回答上の立場(問2)を求めたところ、「ソーシャルワーカーとして」=78名(16.9%)、「ソーシャルワーカー以外の福祉従事者として」=283名(59.9%)、「保健・医療の従事者として」=37名(8.0%)、「学生として」=6名(1.3%)、「一般市民として」=44名(9.5%)、「教育者として」=6名(1.3%)、「その他」=14名(3.0%)、NA=42名(除外)であった。

問13では、86年倫理綱領を回答者が学んだことがあるか否かを尋ねたところ、「よく学んだ」と回答した者は、わずか2人であり、「まあまあ学んだ」「読んだことがある」を含めても、回答者全体の20%にすぎない。逆に、回答者の3分の2が「学んだことがない」と答えた。したがって、本調査の主な回答者は、ソーシャルワーカーの倫理綱領をよく読んだことのない者であり、ソーシャルワーカーのアイデンティティをソーシャルワーカーの倫理綱領で確認していない第三者である

(2) ソーシャルワーカーの具体的行動(行為)(問12)

以下では、本調査の目的からソーシャルワーカーに対する客体である者=第三者性を帯びている者によるデータ分析であることをより明確にするため、問2において「ソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者として」回答すると回答した283名の回答を用いて解析する。

問12の(設問A)で用意した23項目のビネットは、4つの群で構成し第1群「対クライアント」、

第2群「対同僚/他の専門職」,第3群「対職場」,第4群「対地域・社会」とした。これは,86年倫理綱領の倫理基準に該当する構造を第1群~第4群までにあてはめ基軸として用いたものである。なお,23項目のピネットについて SPSS を用いて因子分析を行ったところ表1のような結果が得られ,かつ信頼性分析の結果 Alpha =0.7165 が得られた。

第1群~第4群の群ごとで因子分析を行ったところ,表2-1~3が得られた。4つの群のうち,第2群「項目キ)・ク)・ケ)・コ)・サ)」においては,因子が1つであった。表2-2において「項目ツ)」が単独で一つの因子を構成している結果となっている。そこで,ピネットに翻って検討してみると,第2群「対同僚/他の専門職」との関連が推定される。したがって,第2群に「項目ツ)」を交えて再度,因子分析を行うと,第2群が1つの因子(因子寄与率累積=39.1%)として抽出することができる(表3)。このような手順で分析を加えると,「項目ツ)」を第3群に該当する問題として取り扱うより第2群の項目として取り扱うことが妥当であると考えられる。

表1 問12の回転後の成分行列

	成分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ア)代理母	.866	3.E-02	-.029	-.006	-.036	5.E-02	.131	2.E-02
イ)胚の提供	.821	3.E-02	2.E-02	5.E-02	-.115	2.E-02	.172	1.E-02
ウ)「本当の親を知りたい」	.469	.486	7.E-02	-.137	7.E-02	8.E-02	-.208	6.E-02
オ)家族の情報提供	-.019	.601	8.E-02	-.119	5.E-02	.263	-.128	.205
カ)未婚の女性の結婚観	5.E-02	.835	.144	.127	-.077	-.110	.173	2.E-03
ケ)飲酒にしつこく誘った	-.014	.127	.792	.195	-.062	4.E-02	.078	5.E-02
コ)交際を迫った	-.170	.116	.550	.207	.234	6.E-02	.142	4.E-02
サ)見て見ぬ振りをした	9.E-02	-.032	.698	3.E-02	.112	-.045	-.07	.129
エ)ジロジロと眺めた	.146	.150	.243	.589	.209	.244	-.219	-.102
キ)仕事中無視した	-.127	7.E-02	-.028	.681	-.053	-.183	.204	.324
ク)性的な経験	4.E-02	4.E-02	.256	.706	.149	3.E-02	.00	9.E-02
ツ)性的な噂を流した	-.074	2.E-02	.163	.319	.806	8.E-03	-.03	1.E-01
ナ)金品を授受した	-.065	-.009	3.E-02	-.034	.898	-.011	.102	8.E-02
セ)ISO等国際的な標準の取得	.151	-.042	-.023	.106	4.E-02	.759	.082	-.039
ソ)信念と組織の行動	8.E-02	.133	.134	-.279	2.E-02	.521	.163	.118
ト)組織の社会的責任	-.175	.165	-.060	8.E-02	-.080	.659	.167	.135
タ)経験の優先	.191	9.E-02	.391	-.156	-.026	-.013	.680	3.E-02
チ)サービスの独自開発	.249	9.E-02	9.E-02	-.026	.191	.266	.636	-.004
テ)採算性を無視したサービス	8.E-03	2.E-02	-.173	.137	-.018	.225	.634	7.E-02
ニ)活動を義務づけた	-.067	3.E-02	8.E-02	.155	3.E-02	.173	-.100	.794
ヌ)法的要請を優先させた	.150	.147	.157	4.E-02	.166	-.026	.204	.719
シ)スリッパ履き禁止	-.150	.110	5.E-03	6.E-02	-.022	.139	.016	1.E-02
ス)仕事と家庭の両立	2.E-02	.687	-.027	.156	6.E-02	.189	.111	7.E-02

因子抽出法:主成分分析、回転法: Kaiser の正規化を伴わないバリマックス法、分散の%=6.080以上、第八因子までの累積因子寄与率=60.412 12回の反復で回転が収束しました。

表2-1 第1群の回転後の成分行列

	成分	
	1	2
ア)代理母	.912	2.054E-02
イ)胚の提供	.867	5.884E-02
ウ)「本当の親を知りたい」	.430	.522
エ)ジロジロと眺めた	6.9E-02	.548
オ)家族の情報提供	-4.E-02	.691
カ)未婚の女性の結婚観	5.6E-02	.749

因子抽出法: 主成分分析、回転法: Kaiser の正規化を伴わないバリマックス法、分散の%=26.904以上、因子寄与率累積=56.541 3回の反復で回転が収束

表2-2 第3群の回転後の成分行列

	成分		
	1	2	3
セ)ISO等国際的な標準の取得	.573	.176	-3.286E-02
ソ)信念と組織の行動	.586	.261	-.214
タ)経験の優先	.664	3.856E-02	.158
チ)サービスの独自開発	.761	-.124	8.881E-02
シ)スリッパ履き禁止	-5.575E-02	.821	-1.079E-02
ス)仕事と家庭の両立	.240	.699	5.334E-02
ツ)性的な噂を流した	5.057E-02	4.412E-02	.968

因子抽出法: 主成分分析、回転法: Kaiser の正規化を伴わないバリマックス法、分散の%=14.559以上、因子寄与率累積=57.944% 5回の反復で回転が収束

表2-3 第4群の回転後の成分行列

	成分	
	1	2
子)金品を授受した	.713	-.167
二)活動を義務づけた	.610	.162
ヌ)法的要請を優先させた	.712	.126
テ)採算性を無視したサービス	.187	.640
ト)組織の社会的責任	-9.712E-02	.836

因子抽出法: 主成分分析、回転法: Kaiser の正規化を伴わないバリマックス法、分散の%=23.587以上、因子寄与率累積=52.2% 3回の反復で回転が収束

表3 修正後の第2群の成分行列

	成分
	1
問12 キ)-A 工作中無視した	.527
問12 ク)-A 性的な経験	.618
問12 ケ)-A 飲酒にしつこく誘った	.787
問12 コ)-A 交際を迫った	.684
問12 サ)-A 見て見ぬ振りをした	.511
問12 ツ)-A 性的な噂を流した	.582

因子抽出法: 主成分分析。1個の成分が抽出されました。因子寄与率=39.109%

問12（設問A）の結果は表4のとおりであった。この中から「大いに問題あり」「どちらかといえ
ば問題あり」と回答した者の比率が8割以上となる項目を抽出すると、「項目エ）・キ）・ク）・ケ）・コ）・
サ）・ツ）・ナ）」となっており、修正後の第2群のすべてが含まれている。

表2-1～3及び表3の結果並びに表4の結果を併記し、回答者の選択数を加点値に換算し平均値
をそれぞれ求めてみると、表5のような結果が得られた。

このような結果から、ソーシャルワーカー以外の社会福祉従事者が第2群にかかる項目をソーシャ
ルワーカーの行動（行為）として、問題がある項目として認識していると認めることができることから、
この結果を重視するならば、ソーシャルワーカーの職業倫理の確立において、「ジェンダー／セクシュ
アル・ハラスメント」に関する配慮は重要である。また、職能団体がそのような第三者の視点を重視し
てソーシャルワーカーの倫理綱領や行動規範等でその視点を位置づけていくことを検討することは必
要な配慮といえるだろう。

（3） 問題ある行動（行為）の見聞

問12の（設問B）として、項目ア）～ヌ）に関する回答者の「聞いた」経験並びに「直面した」経
験の有無に関して質問し、回答者全員の回答結果をまとめると、表6のような結果を得た。

これをみると、回答者が10%以上の割合で「直面したこと」があると回答した項目は、「項目サ）・
シ）・ソ）・タ）」となっている。この4項目を問12における問題性（設問A）の側面に照らしてみ
ると、「項目シ）・ソ）・タ）」の3項目は、ともに「どちらとも言えない」を中心に回答が分布しており
明確なことは言えない。唯一、「項目サ）」のみは、回答の分布が「大いに問題あり」＝60%以上とな
っており、「どちらかといえれば問題あり」＝20%以上を合計すると8割以上の回答者が問題だと指摘
しており、かつ問12における第2群に属している。また、「項目サ）」に関する回答の内訳は、表7のと
おりであった。したがって、ソーシャルワーカーが「項目サ）」利用者が実習生の身体に触れるのを、「見
て見ぬ振りをした」という行動（行為）は、前記第二のようにソーシャルワーカーの問題ある行動（行
為）として認識されている上に、実態として見聞されており、何らかの対応を早急に検討すべき課題
の1つであるといえることができる。

上記のとおり、23のピネットのうち項目サ）はとりわけ注目すべき特徴を認めることができた。繰
り返しになるが整理すると、項目サ）は①第2群に属する項目であり、②「大いに問題あり」「どちらか
といえれば問題あり」の合計回答率が8割を超え、加点値平均においても4.3と高く、③回答者が「直面
した」「聞いた」ことがある割合が10%を超え、④ピネット上の文脈がセクシュアル・ハラスメント
に該当する項目である。したがって、これら4つの要因から、回答者が次のように認識していることが
明らかとなった。

「利用者が実習生の身体に触れるのを、ソーシャルワーカーが見て見ぬ振りをするのは、ジェンダー
／セクシュアル・ハラスメントの視点からみて問題がある行動（行為）である。」

表4 「ソーシャルワーカーの行動（行為）に関する回答者の意識

ソーシャルワーカーの行為(行動)		大いに問題あり	問題あり	どちらかといえば問題あり	問題ない	どちらかといえば問題ない	問題ない	N A	合計
ア) 「子どもが欲しい」というカップルの願いをかなえるため、代理母を探した	度数	50.0	74.0	103.0	19.0	20.0	17.0	283.0	
	%	17.7	26.1	36.4	6.7	7.1	6.0	100.0	
イ) カップルの願いを優先し、血縁関係のない人から精子・卵子・胚の提供がえられるよう調整した	度数	74.0	69.0		16.0	16.0	108.0	283.0	
	%	26.1	24.4		5.7	5.7	38.2	100.0	
ウ) 「本当の親を知りたい」というクライアントの願いをかなえるための活動をすすめた	度数	41.0	42.0	102.0	47.0	29.0	22.0	283.0	
	%	14.5	14.8	36.0	16.6	10.2	7.8	100.0	
エ) 異性のクライアントのプロポーションをジロジロと眺めた	度数	184.0	61.0	16.0	3.0	0.0	0.0	283.0	
	%	65.0	21.6	5.7	1.1	0.0	0.0	100.0	
オ) 利用者から口頭で了解を得て、他のサービス提供機関に家族の情報を提供した	度数	116.0	83.0	27.0	27.0	11.0	19.0	283.0	
	%	41.0	29.3	9.5	9.5	3.9	6.7	100.0	
カ) 未婚の女性を対象として、結婚観についてのアンケートを実施した	度数	36.0	36.0	72.0	48.0	69.0	22.0	283.0	
	%	12.7	12.7	25.4	17.0	24.4	7.8	100.0	
キ) 異性の同僚が交際に応じないので、仕事中無視した	度数	227.0	26.0	9.0	1.0	3.0	17.0	283.0	
	%	80.2	9.2	3.2	0.4	1.1	6.0	100.0	
ク) 現場実習にきた異性の学生に、性的な経験を何回も尋ねた	度数	249.0	16.0	2.0	1.0	0.0	15.0	283.0	
	%	88.0	5.7	0.7	0.4	0.0	5.3	100.0	
ケ) 勤務時間終了後、異性の実習生を飲酒にしく誘った	度数	195.0	56.0		2.0		17.0	283.0	
	%	68.9	19.8		0.7		6.0	100.0	
コ) 休日に異性の実習生の連絡先に電話し、何度も交際を迫った	度数	229.0	25.0	9.0	1.0	1.0	18.0	283.0	
	%	80.9	8.8	3.2	0.4	0.4	6.4	100.0	
サ) 利用者が実習生の身体に触るのを、見て見ぬ振りをした	度数	176.0	61.0	27.0	2.0			283.0	
	%	62.2	21.6	9.5	0.7			100.0	
シ) 職場の規律として、スリッパ履きを禁止した	度数	10.0	31.0	101.0	43.0	78.0	20.0	283.0	
	%	3.5	11.0	35.7	15.2	27.6	7.1	100.0	
ス) 女性を対象とした、仕事と家庭の両立についてのアンケートを実施した	度数	4.0	36.0	73.0	52.0	98.0	20.0	283.0	
	%	1.4	12.7	25.8	18.4	34.6	7.1	100.0	
セ) 職場の上司の意に反して、ISO等国際的な標準を取得することを主張し続けた	度数	12.0	52.0	133.0	36.0	27.0	23.0	283.0	
	%	4.2	18.4	47.0	12.7	9.5	8.1	100.0	
ソ) 自分の信念と異なっても、組織の構成員としての行動を優先させた	度数	18.0	55.0	138.0	32.0	17.0	23.0	283.0	
	%	6.4	19.4	48.8	11.3	6.0	8.1	100.0	
タ) 標準的な援助技術より、自らの経験を優先させた	度数	26.0	82.0	123.0	22.0	7.0	23.0	283.0	
	%	9.2	29.0	43.5	7.8	2.5	8.1	100.0	
チ) 関連諸法規に精通するよりも、サービスの独自開発の必要性を強調した	度数	13.0	75.0	129.0	29.0	9.0	28.0	283.0	
	%	4.6	26.5	45.6	10.2	3.2	9.9	100.0	
ツ) 職場や関係機関の関係者との性的な噂を意図的に流した	度数	231.0	24.0	5.0			23.0	283.0	
	%	81.6	8.5	1.8			8.1	100.0	
テ) クライアントのニーズに対応し、採算性を無視したサービスを開発した	度数	77.0	86.0	15.0	6.0			283.0	
	%	27.2	30.4	5.3	2.1			100.0	
ト) 環境保全や地域社会との協調等組織が社会的責任を果たすよう求めた	度数	11.0	22.0	82.0	58.0	76.0	34.0	283.0	
	%	3.9	7.8	29.0	20.5	26.9	12.0	100.0	
ナ) 職務上の地位を利用して、金品を授受した	度数	241.0	9.0	7.0	1.0	1.0	24.0	283.0	
	%	85.2	3.2	2.5	0.4	0.4	8.5	100.0	
ニ) 組織的に社会貢献するため、ボランティア活動を義務づけた	度数	55.0	91.0	76.0	25.0	10.0	26.0	283.0	
	%	19.4	32.2	26.9	8.8	3.5	9.2	100.0	
ヌ) プライバシーの保持より、法的要請を優先させた	度数	120.0	79.0	46.0	4.0	7.0	27.0	283.0	
	%	42.4	27.9	16.3	1.4	2.5	9.5	100.0	

表5 問12の問題領域の再構成

群	ピネット	A	B	C	領域名
第1群	ア)	3.4	3.6	3.7	生命
	イ)	4.0			
	ウ)	3.1		3.5	対人援助
	エ)	4.3			
	オ)	4.0			
第2群	カ)	2.7	4.7	4.7	ジェンダー /セクシュ アルハラ スメント
	キ)	4.8			
	ク)	4.9			
	ケ)	4.5			
	コ)	4.8			
第3群	サ)	4.3	2.9	2.3	職場環境
	ツ)	4.9			
	シ)	2.4		3.2	職務
	ス)	2.2			
	セ)	2.9			
ソ)	3.1				
タ)	3.4				
第4群	チ)	3.2	3.6	2.6	社会貢献
	テ)	2.8			
	ト)	2.3		4.2	法的責務
	ナ)	4.9			
	ニ)	3.6			
ヌ)	4.2				

【備考】

A~Cにおける加点値
 大いに問題あり=5
 どちらかといえば問題あり=4
 どちらともいえない=3
 どちらかといえば問題ない=2
 問題ない=1

A: ア)~ヌ)までの各ピネットごとの加点値平均

B: 第1群~第4群における群ごとの加点値平均

C: 因子分析後、新たに構成した倫理的問題領域
 (領域名に対応)ごとの加点値平均

表6 「ソーシャルワーカーの行動(行為)」に関する回答者の認知度

領域名	ピネット	聞いたことがある		直面したことがある	
		実数	%	実数	%
生命	ア)	137人	27.20%	7人	1.40%
	イ)	110人	21.90%	9人	1.80%
対人援助	ウ)	109人	21.70%	15人	3.00%
	エ)	97人	19.30%	14人	2.80%
	オ)	106人	21.10%	41人	8.20%
	カ)	86人	17.10%	18人	3.60%
	キ)	97人	19.30%	32人	6.40%
ジェンダー/セクシュアルハラスメント	ク)	83人	16.50%	17人	3.40%
	ケ)	95人	18.90%	18人	3.60%
	コ)	82人	16.30%	13人	2.60%
	サ)	82人	16.30%	62人	12.30%
	ツ)	81人	16.10%	26人	5.20%
職場環境	シ)	58人	11.50%	52人	10.30%
	ス)	59人	11.70%	22人	4.40%
職務	セ)	55人	10.90%	22人	4.40%
	ソ)	58人	11.50%	61人	12.10%
	タ)	62人	12.30%	65人	12.90%
	チ)	61人	12.10%	23人	4.60%
社会貢献	テ)	63人	12.50%	17人	3.40%
	ト)	58人	11.10%	13人	2.60%
法的責務	ナ)	72人	14.30%	20人	4.00%
	ニ)	60人	11.90%	16人	3.20%
	ヌ)	64人	12.70%	14人	2.80%

N=503

表7 項目サ)の設問(B)の内訳

回答上の属性	聞いたことがある		直面したことがある	
	実数	%	実数	%
ソーシャルワーカーとして	18	22.0	19	30.6
ソーシャルワーカー以外の福祉従事者として	42	51.2	31	50.0
保健・医療の従事者として	7	8.5	5	8.1
学生として	2	2.4	3	4.8
一般市民として	10	12.2	2	3.2
教育者として	1	1.2	1	1.6
その他	2	2.4	1	1.6
合計	82	100.0	62	100.0

4 結 論

公表されている改訂案および改訂試案に照らして上記の結果を読み込むならば、次の各項との関連が認められる。第一に、改訂案および改訂試案には、「<倫理基準> 1, クライアントに対する倫理責任 ⑩性差の尊重」があり、そこでは「ソーシャルワーカーは、クライアントに対して、性別、性的志向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。」と明記されており、「セクシュアル・ハラスメント」に関する事項が利用者に対するソーシャルワーカーの倫理基準として認識されている。同様に、「<倫理基準> 5, 特別の役割における責任 ①教育・支持, 訓練, 監督及び評価」の「ソーシャルワーカーは、自らの管理と権限の下にある者や実習生に対して、適切な教育・支持, 訓練, 監督及び評価などの機能を担う。」があり、「実習生」に対する倫理基準が明記されている。したがって、「3」で得た結果は、「1」で述べた86年倫理綱領の改訂のための最終案が作成される段階で、文言の修正等が加えられる可能性があるにせよ、新しく採択されるソーシャルワーカーの倫理綱領の中で明文化されることが支持されるものであると考えることが妥当である。

本稿は、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」に明記すべき「ソーシャルワークの倫理—原則と基準—」を特定するため、ソーシャルワーカーと客体の位置に立つ者に対する一つの量的調査の分析をもとに論じてきた。結論として導いた原則と基準は現在検討されている改訂案や改訂試案にかかるごく一部の事項に対応できるに過ぎない。

今後の課題として、このような視点はソーシャルワーカーの行動(行為)に対する第三者からの評価に対する着眼点でもあり、今回活用した23のピネットをより深化させ一般化していくことにより、ソーシャルワークを評価していく客観的指標の構築につなげていくことができる可能性があると考ええる。その意味においても、本稿中で指摘したようなより科学的な質的調査と精度の高い量的調査を統合させた研究を積み上げていくことが必要である。

- 1 福祉専門職の教育過程等に関する検討会(1999.3.10.)「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」に明記されている「期待される社会福祉士像」。
- 2 社団法人日本社会福祉士会・実習指導者養成研究会主催の研修会で、同会の会員が対象。
- 3 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長坂本耕一(当時)。社団法人日本社会福祉士会実習指導者養成研究会(2002.3.)『実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2001年度研究事業報告書』, 13。
- 4 財団法人社会福祉振興・試験センター(2002.8.)『社会福祉士介護福祉士精神保健福祉士国家試験出題基準合格基準』。
- 5 岡田誠(1988.)「児童ソーシャルワークにおける専門職倫理の現状と課題—児童相談所の実践を通じて—」『ソーシャルワーク研究』Vol.14. No.2, 116。
- 6 2000年8月26日に開催された日本社会福祉士会倫理委員会の議事終了後、長谷川氏から口頭で同委員会に提案がなされた。
- 7 2000年12月19日に開催された日本ソーシャルワーカー協会と日本社会福祉士会とによる86年倫理綱領改訂のための合同作業委員会において口頭で提案された。
- 8 パブリックコメントは、ここに明記した三団体の会員並びに日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、日本社会事業学校連盟等から寄せられている。

- 9 秋山は(1985.7.)「社会福祉専門職者の意識・生活等に関する調査」,(1987.7.)「日本ソーシャルワーカー協会会員の実践と意識に関する調査」,(1990.7.)「ソーシャルワーカーの意識と実践および『社会福祉士及び介護福祉士法』に関する調査」などを実施。
- 10 広田伊蘇夫・暉峻淑子編(1987.5.)『調査と人権』現代書館,68.
- 11 同上,213.
- 12 濱口恵子(1998.3.)『臨床倫理の実践システムに関する研究～臨床倫理委員会及び臨床現場における臨床倫理的問題の実態調査～』平成10年度厚生省医療技術評価総合研究事業。
- 13 日本発達心理学会監修/古澤頼雄・斉藤こずゑ・斉藤学編著(2000.11.)『心理学・倫理ガイドブックーリサーチと臨床ー』有斐閣。
- 14 厚生科学審議会先端医療技術評価部会(2000.4.28.)『遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針』(部長:高久史磨(自治医科大学学長))。
- 15 インタビュー結果の要旨等は,宮嶋 淳『ソーシャルワーク倫理に関する研究報告書』(2002.11.)に掲載。
- 16 全米ソーシャルワーカー協会の倫理綱領には6つの中心的価値が掲げられており,その下に倫理原則が構造化されている。
- 17.2001年10月,日本社会事業大学大学院に在籍する25名に対して実施。
- 18 2001年8月23~24日に開催された「看護教育学会」(日本看護協会主催)。
- 19 2002年度日本社会事業大学大学院高橋重宏ゼミに参加する20名に対して実施。
- 20 ソーシャルワークの倫理に関する研究には,川村隆彦や沖田佳代子,高橋恭子らの倫理的ジレンマに関する研究がある。
- 21 筆者が行った「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する調査」の設問は次のとおり。
- 問1 あなたのことについて,該当するものを1つ選んで,番号に○を付けて下さい。
- 問2 この調査において,あなたはどのような立場でお答え頂けますか.該当するもの1つを選んで○を付けて下さい。
- 問3 あなたの職場には,「倫理規定(=倫理的な内容を含む文書や規定のすべて.以下同じ)」がありますか.1つ選んで該当する番号に○を付けて下さい。
- 問4 あなたの職場に,「倫理規定」が必要だと思いますか.1つ選んで該当する番号に○をつけて下さい。
- 問5 あなたが自分の意志で加入している団体や組織には,「倫理規定」がありますか.1つ選んで該当する番号に○をつけて下さい。
- 問6 これまでの職務の中で,倫理的ジレンマに直面した時,だれに相談してきましたか.最も多いものに◎,二番目に○を付けて下さい。
- 問7 あなたが今後,就職先を自由に探せるとしたら,どのようなことを重視すると思いますか.最も近いものに◎,二番目に○を付けて下さい。
- 問8 次の2つの意見のうち,あなたのお考えに近いのはどちらですか.1つ選んで番号に○を付けて下さい。
- 問9 「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する規定」に含まれる特性として,あなたが期待するものを,3つ選んで番号に○を付けて下さい。

問10 「ソーシャルワーカーの職業倫理に関する規定」などで明確にすべき「価値」として、適切だと思うキーワードを5つ選んで番号に○を付けて下さい。

問11 職務と関係なく、あなたが大切にしているキーワードを5つ選んで番号に○を付けて下さい。

問12 (設問A)「ソーシャルワーカーの行動(行為)」について、あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで該当する欄に○を付けて下さい。(設問B)「ソーシャルワーカーの行動(行為)」として「聞いたことがある」及び「直面したことがある」項目に○を付けて下さい。

問13 これまでに、現行(1986.4.採択)の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を学んだことがありますか。1つ選んで○を付けて下さい。

22 宮嶋 淳(2002.11.)『ソーシャルワーク倫理に関する研究報告書』,78-81.

23 高橋 恭子(1998)「ソーシャルワーク実践における倫理的ジレンマについて—倫理綱領を概観して—」『社会福祉学』第22号,145-156

24 沖田佳代子(2002.8.)「介護サービス計画の決定作成における倫理的ディレンマ—ケアマネジャーに対する訪問面接調査から—」『社会福祉学』Vol.43-1(No.66),80-89.

25 川村隆彦(2002.1.)『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』中央法規,12-14.

26 Alphaとは、SPSSによる解析を行った場合の信頼性係数であり、石村貞夫(2001.11.17)『SPSSによるカテゴリカルデータ分析の手順』東京図書によれば、「1」に近いほど信頼性が高く通常「0.6」以上であれば信頼性が確保されているといえる。

Construction of Social Work Values and Ethics: Social Workers' Occupational Ethics.

Miyazima Jun

Summary

Since 1986, the Japanese Coordinating Body for Membership of the International Association of Social Workers (IFSW) has started the research on social work values and ethics for the amendment of the Japanese Social Workers' Code of Ethics. The Report is aiming at the construction on Social Work Values and Ethics from the points of the investigation on Japanese social workers' occupational ethics. This Investigation showed clearly what kind of act was a problem on ethics of social workers. The results of this study confirmed the righteousness of the Code of Ethics revised in April, 2003.

Key words

Code of Ethics, Social Worker, Occupational Ethics,